

【返戻金制度について】

採用決定者（求職者）が、自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者（求職者）の責に帰すべき事由により、3ヶ月以内に退職した場合、又は採用決定者（求職者）の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件手数料の返還をする。但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、本件手数料は返還しないこととする。

また、採用決定者（求職者）が、上記等の理由以外で専ら求人者の都合により退職をすることとなった場合にも、本件手数料の返還は、行なわないものとする。

入社後1ヶ月未満の場合：本件手数料の50%

入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件手数料の30%

入社後3ヶ月以上：返還額なし

※但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。